

# 虐待防止のための指針

特定非営利活動法人

たんぽぽの丘

たんぽぽの丘

## 1 虐待防止に関する基本的な考え方

### (1) 事業所としての理念

当事業所では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に貢献することを目的に、障害者の虐待防止、虐待の早期発見・早期対応に努め、次の行為のいずれも行いません。

#### ①身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ又は生じる恐れのある暴行を加えること。

#### ②介護・世話の放棄・放任

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他職務上の義務を著しく怠ること。

#### ③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

#### ⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること。

## 2 虐待防止のための体制

### (1) 虐待防止検討委員会の設置及び開催

虐待防止検討委員会（以下「委員会」という）を設置し、本事業所で虐待防止を目指すための取組等の確認・改善を検討します。委員会は半年に一回の頻度で開催します。

### (2) 委員会の構成員

代表理事・理事・管理者・主任で構成します。

### (3) 構成員の役割

招集者は各事業所の管理者とします。

記録者は出席者の中で決定します。

### (4) 委員会の検討事項

#### ① 前回の振り返り

#### ② 現在把握している虐待ケースの再確認

#### ③ 市町村への通報など連絡ルートの再確認

#### ④ 虐待等が発生した場合、原因の分析や再発防止への対応策の検討

#### ⑤ 今後の予定（研修会・法人全体研修会）、次回の委員会日程の確認

#### ⑥ 今回の議論のまとめと共有について確認

### (5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、適正に作成・説明・保管します。  
また、委員会の結果について、事業所内の支援員等に周知徹底します。

(6) 議事録の様式

下記の項目を必ず明記すること

- ① 開催日時
- ② 参加者
- ③ 議題（上記（4）の①～⑥）

3 虐待防止のための研修

虐待防止のため支援員、その他職員について年に1回定期的な研修を実施します。

(1) 研修プログラム

- ① 障害者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ② 障害者権利擁護事業、成年後見制度の理解
- ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤ 発生した場合の改善策

(2) 記録

研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 虐待等が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず厳正に対処します。
- (2) 又、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、委員会に報告します。
- (2) 委員会は苦情相談窓口を通じての相談や職員等からの相談及び報告があった場合は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう注意を払った上で虐待等を行った当人に事実確認を行います。必要に応じ、関係者から事情を確認します。確認の経緯は時系列で報告し概要を整理します。

6 成年後見制度について

社会福祉協議会に助言を求め、必要に応じて打ち合わせを行い対応します。

7 利用者、利用者家族、関係者による本指針の閲覧

本指針は本事業所で使用するマニュアルに綴り、職員が閲覧を可能とする他、利用者やご家族が閲覧できるよう事業所の掲示や法人ホームページへ掲載します。

令和4年9月30日